

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 3年 7月 7日	第109号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246
編集兼 発行人	名古屋市総務局行政部法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(住都・総務課) (第72号)	4
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第73号)	5
告 示		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第335号)	9
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第336号)	12
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第337号)	16
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第338号)	19
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第339号)	21
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第340号)	22
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第341号)	24
○ 市営住宅定期入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課) (第342号)	26
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第39号)	30
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 委員長職の退職について	(第23号)	32
○ 委員長選挙の結果について	(第24号)	33
○ 委員長職務代理者の指定について	(第25号)	34
名 教 委 教 訓 令		
○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第3号)	35
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	42

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第72号）

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第16号）の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
用途廃止	南熱田荘	熱田区六番二丁目	令和 3年 7月 1日

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第73号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 3年 7月 1日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中竜宮荘の項を改める部分は同年 8月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第39号）

1 改正内容

国家公務員法等の改正により、地方公務員の定年が段階的に引き上げられることから、各種制度について全庁的な調整を行うため、総務局職員部人事課に主査（定年延長に係る任用制度等）を、総務局職員部給与課に主査（定年延長に係る給与制度等・兼務）を設置することに伴い、規定を整

備します。(第 1 条関係)

2 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 (第 3 号)

1 改正内容

教育センター所長及び教育センター総務課長の代決権限事項を整備します。(別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和3年6月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第72号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規
則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年名古屋市条例第16号）
の施行期日は、令和3年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第73号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 公営住宅の表中

「

船方荘	熱田区一番二丁目	高層 耐火	7階建	平成9年度	26
南熱田荘	熱田区六番二丁目	高層 耐火	11階建	昭和46年度	221

を

」

「

船方荘	熱田区一番二丁目	高層 耐火	7階建	平成9年度	26
-----	----------	----------	-----	-------	----

に

」

改める。

別表第1 2 改良住宅の表城北荘の項中

「

昭和35年度	12
昭和36年度	36
昭和37年度	100
昭和38年度	120
昭和41年度	24

を 「

昭和38年度	120
昭和41年度	24

 に改める。」

」

別表第2 1 店舗の表城北荘の項中

「

4棟	101号から110号まで	11,200円
10棟	100号から103号まで、 105号から108号まで及 び110号から113号まで	6,700円
16棟	101号から109号まで	6,300円
店舗	1号	135,600円

を

」

「

4棟	101号から110号まで	11,200円
10棟	100号から103号まで、 105号から108号まで及 び110号から113号まで	6,700円
店舗	1号	135,600円

に改める。」

」

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表城北荘の項中

「
 101号から179号まで、182号、C29号、
 D1号からD33号まで、E901号からE
 911号まで、E1001号
 からE1012号まで及び
 E1201号からE1218号
 まで
 」

を
 「
 101号から179号ま
 で、182号、C29号、
 E901号からE911号
 まで、E1001号からE
 1012号まで及びE1214
 号からE1218号まで
 」
 に改め、同表

中

「

船 方 荘	1号から11号まで	7,500円	を
	12号から19号まで	8,200円	
南 熱 田 荘	36号から48号まで	8,400円	」

「

船 方 荘	1号から11号まで	7,500円	に
	12号から19号まで	8,200円	

」

改め、同表竜宮荘の項中

「
 1号から36号まで、39
 号から46号まで、東
 501号から東508号ま
 で、東510号から東
 513号まで及び東515
 号から東524号まで
 」

を
 「
 1号から36号まで、39
 号から46号まで、東
 501号から東508号ま
 で、東510号から東
 513号まで及び東515
 号から東525号まで
 」
 に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中竜宮荘の項を改める部分は同年8月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 335号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人豊隆会	ちくさ病院訪問看護ステーション	名古屋市千種区今池五丁目37番15号	令和 3年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ソフィアメディ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション名北	名古屋市北区西味鉦一丁目 412番地	令和 3年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人メディフォー	介護老人保健施設メディケア栄 訪問リハビリテーション	名古屋市中区栄五丁目 7番25号	令和 3年 5月 1日	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
大東自動車株式会社	ひまわり訪問看護リハビリテーション	名古屋市昭和区山里町70番地の2	令和 3年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	昭和			
株式会社フェリーチェ	訪問看護ステーション ラフェリーチェ	名古屋市緑区ほら貝一丁目98番地	令和 3年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ニック株式会社	ニック株式会社 名古屋東営業所	名古屋市名東区野間町14番地	令和 3年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社キート	福祉用具ケアレントのぞみ	名古屋市天白区高宮町1308番地の1	令和 3年 5月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社はる	かりんけあサービス	名古屋市中川区上流町 1丁目17番地	令和 3年 5月 1日	訪問介護
株式会社ジーエヌエスホールディングス	みのりライフ介護センター	名古屋市名東区一社一丁目79番地	令和 3年 5月 1日	訪問介護
株式会社タカラ	あんじゅ24H	名古屋市名東区文教台二丁目	令和 3年 5月 1日	訪問介護

		104番地		
パシフィック ウェルフェア 株式会社	PACIFIC C訪問介護ス テーション	名古屋市天白区 平針二丁目1812 番地	令和 3年 5月 1日	訪問介護
パシフィック ウェルフェア 株式会社	PACIFIC C訪問看護ス テーション	名古屋市天白区 平針二丁目1812 番地	令和 3年 5月 1日	訪問看護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
バックオフィ ス有限会社	デイサービス ゴールデン リングぴあの	名古屋市千種区 本山町 4丁目55 番地	令和 3年 5月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社NE XT HOP E	デイサービス ネクストホ ープ 千代田	名古屋市熱田区 千代田町13番16 号	令和 3年 5月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
プジュール 合同会社	アイラケアプ ランセンター	名古屋市北区上 飯田西町 2丁目 47番地	令和 3年 5月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 336号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ピー アンドピーコー ポレーション	Pルームステ ーション	名古屋市西区宝 地町 103番地の 1	令和 3年 3月 3日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ソウ チ	福祉用具専門 店 色箱	名古屋市北区大 杉三丁目 6番 8 号	令和 3年 3月16日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社中部 ニッケイ	杏樹福祉用具 貸与事業所	名古屋市天白区 境根町 138番地	令和 3年 3月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与

				特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社三立 商会	三立商会ケア サプライサー ビス	名古屋市南区鶴 見通 6丁目 2番 地の 2	令和 3年 3月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社アル ク	レンタルショ ップ アルク	名古屋市守山区 竜泉寺一丁目 919番地	令和 3年 3月29日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ピー アンドピーコ ーポレーショ ン	Pルームステ ーション	名古屋市西区宝 地町 103番地の 1	令和 3年 3月 3日	訪問介護
株式会社Ma g i c o f t h e C a t	介護ステーシ ョン 猫の魔 法	名古屋市東区矢 田二丁目 4番37 号	令和 3年 3月 4日	訪問介護
株式会社花輪	かりんけあサ ービス	名古屋市中川区 上流町 1丁目17	令和 3年 3月22日	訪問介護

		番地		
株式会社和ほのか	訪問介護 穂乃香	名古屋市中川区 松年町 1丁目70 番地の 1	令和 3年 3月24日	訪問介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社フリーウォーク	訪問看護フリーウォーク	名古屋市名東区 望が丘 319番地	令和 3年 3月15日	介護予防訪問看護

4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社ネクストサプライ	小規模多機能ホーム名古屋荒子の家	名古屋市中川区 荒子一丁目41番地	令和 3年 3月 1日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社フレレンズハウス	グループホームフレレンズハウス七反野	名古屋市港区七反野一丁目 904番地	令和 3年 3月11日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人コリアンネットあい	居宅介護支援事業所ファニー	名古屋市北区大曾根 4丁目 6番60号	令和 3年 3月 5日	居宅介護支援

ち				
---	--	--	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社M w o r k e r s	訪問看護ステーション やつで	名古屋市北区稚児宮通 2丁目39番地の 1	令和 3年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
I C C ・ I 株 式会社	訪問看護ステーションたると	名古屋市熱田区三本松町16番 6号	令和 3年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ハー トフルケア	訪問看護つばみ	名古屋市守山区向台三丁目1102番地の 1	令和 3年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人 発達障害改善 サポート J u n o	訪問看護ステーション J u n o	名古屋市緑区鳴海町字上汐田67番地の 1	令和 3年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社グロ	シンシア八事	名古屋市天白区	令和 3年	短期入所生活介護

グローバル総合研究所		八事天道1005番地	6月 1日	介護予防短期入所生活介護
------------	--	------------	-------	--------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社F & Y	訪問介護 ポラリス	名古屋市千種区春里町 4丁目23番地	令和 3年 6月 1日	訪問介護
合同会社施恩	ファミリーヘルパーサービス徳川町	名古屋市東区山口町11番13号	令和 3年 6月 1日	訪問介護
株式会社フジキナ	ヘルパーステーションうえのやま	名古屋市緑区鳴海町字上ノ山76番地の 2	令和 3年 6月 1日	訪問介護
株式会社マミー	ヘルパーステーション和み庵	名古屋市天白区原五丁目 208番地	令和 3年 6月 1日	訪問介護
株式会社ベネッセスタイルケア	アリア八事ケアステーション	名古屋市天白区八事天道 525番地	令和 3年 6月 1日	訪問介護
株式会社グローバル総合研究所	シンシア八事	名古屋市天白区八事天道1005番地	令和 3年 6月 1日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社R y	だんらんの家	名古屋市港区港	令和 3年	地域密着型通所介

u b l o o m	港楽	楽二丁目 8番 8号	6月 1日	護
株式会社やすらぎ	やすらぎ下志段味	名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地の 120	令和 3年 6月 1日	地域密着型通所介護
合同会社K&A	リハビリテラス 陽だまり	名古屋市緑区鳥澄二丁目 427番地	令和 3年 6月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人イーハトーブ名古屋	ケアプラン芳かおり	名古屋市緑区鳴海町字清水寺86番地	令和 3年 6月 1日	居宅介護支援
合同会社オーエン桶狭間	ケアデザインエール	名古屋市緑区桶狭間3308番地	令和 3年 6月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 338号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第82条第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年 6月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人地域の孫の手屋さん	ヘルパーステーション地域の孫の手屋さん	名古屋市千種区 宮根台一丁目 3 番21号	令和 3年 4月 7日	訪問介護
株式会社 F i v e - Q	ファイブキュー	名古屋市中川区 高畑一丁目 230 番地	令和 3年 4月23日	訪問介護
合同会社 テ ィンクル	訪問介護 に ゃんだフル	名古屋市守山区 森孝一丁目1711 番地	令和 3年 4月23日	訪問介護
株式会社フル ショウ	あけぼの	名古屋市東区山 口町11番13号	令和 3年 4月30日	訪問介護
株式会社オオ ツカ	オオツカ介護 サービス	名古屋市守山区 金屋二丁目 186 番地	令和 3年 4月30日	訪問介護

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社マミ ー	介護相談室 和み庵	名古屋市天白区 原五丁目 208番 地	令和 3年 4月20日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 339号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 252号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 3年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中区丸の内一丁目1623番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 340号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 3年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 2の一部、字杵脇 1番 2の一部、字神田 1番の一部、字九反所 1番の一部、字高道 1番 2の一部並びに字竜子田 5番の一部、11番 1の一部、14番 2の一部、15番 2の一部及び16番 2の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二—ジクロロエタン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ベンゼン

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡散の防止（地下水の水質の測定は第二地下水基準に適合する場合に限る。）

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字神田 1番の一部、字九反所 1番の一部及び字竜子田11番 1の一部

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 341号

告示の訂正について

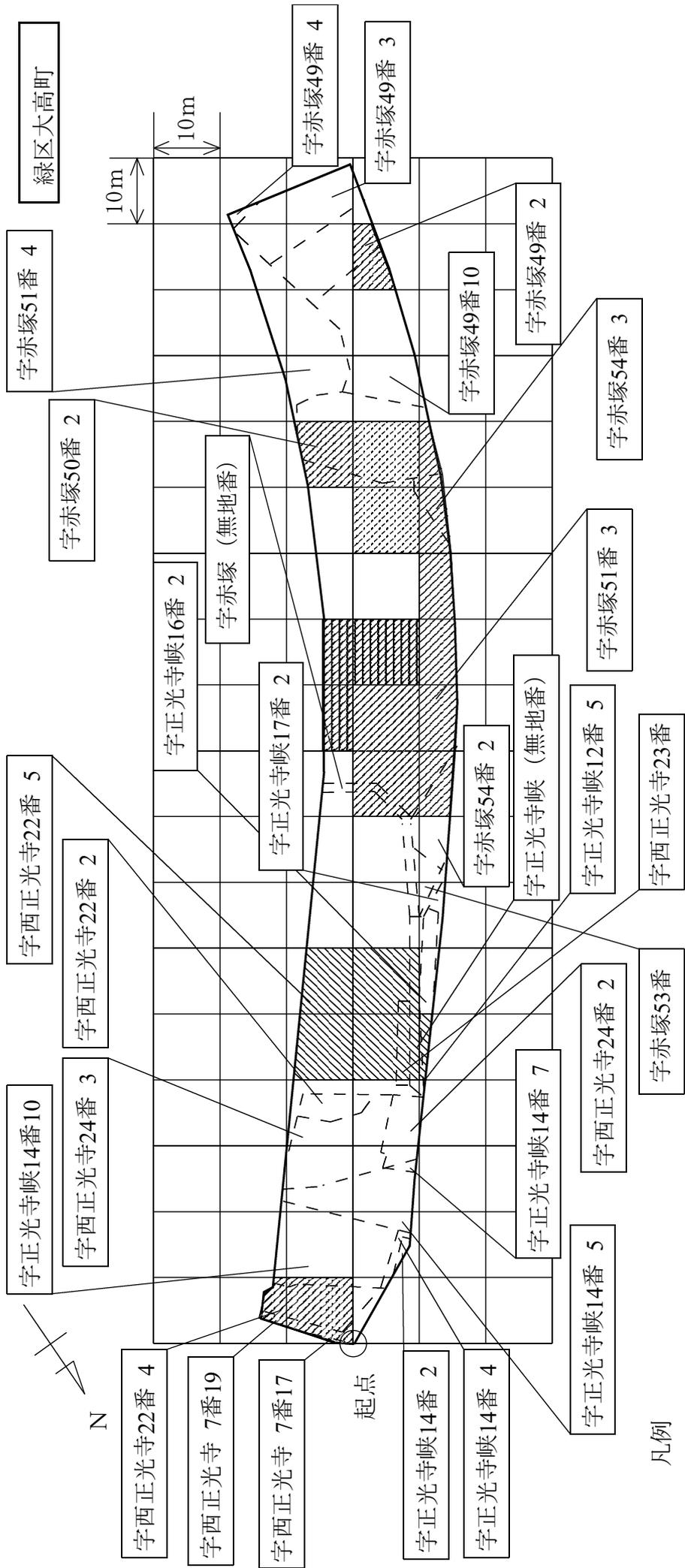
令和元年名古屋市告示第 368号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 3年 7月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 1の項中「、16番 2地先及び17番 2の一部」を「及び16番 2地先」に改めます。
- 2 別紙を次のように訂正します。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



市営住宅定期入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 3年 7月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 申込みの資格

- (1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が45歳未満であること。
- (2) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (4) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (8) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第

1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和3年7月21日（水）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和3年7月21日（水）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和3年7月21日（水）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 3年 8月 4日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社定期入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 3年 8月 4日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 3年 8月 5日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 3年 8月 6日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 17戸

改良住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月30日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>総 務 局</p> <p>(略)</p> <p>職 員 部</p> <p>人 事 課</p> <p>調 査 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>給 与 課</p> <p>(略)</p> <p>労 政 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>総 務 局</p> <p>(略)</p> <p>職 員 部</p> <p>人 事 課</p> <p>調 査 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>主 査 (定年延長に係る任用制度等)</u></p> <p><u>(1) 職員の定年延長に係る任用制度等に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>給 与 課</p> <p>(略)</p> <p>労 政 係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>主 査 (定年延長に係る給与制度等)</u></p> <p><u>(1) 職員の定年延長に係る給与制度等に関すること。</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この達は、令和3年7月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第23号

委員長職の退職について

令和3年7月2日、名古屋市選挙管理委員会委員長堀場章は委員長の職を退職した。

令和3年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第24号

委員長選挙の結果について

令和3年7月2日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和3年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐橋典一

- 1 住所 名古屋市南区中割町2丁目42番地
- 2 氏名 佐橋典一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第25号

委員長職務代理者の指定について

令和3年7月2日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和3年7月2日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 住 所 千種区茶屋坂通2丁目41番地の2
シティコーポ茶屋ヶ坂1003号
- 2 氏 名 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

別表第1人事・服務関係の表第2号教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所属員（」の次に「教育センター所長にあつては課長に、」を加え、同表第3号教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所属員（」の次に「教育センター所長にあつては課長に、」を加え、同号公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員（」の次に「教育センター総務課長にあつては課長を除き、」を加え、同表第4号中「（鶴舞中央図書館副館長を除く。）」を「（教育センター総務課長及び鶴舞中央図書館副館長（以下この欄において「教育センター総務課長等」という。）を除く。）」に改め、同表第5号及び第8号中「鶴舞中央図書館副館長」を「教育センター総務課長等」に改め、同表第9号公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「関すること。」の次に「（教育センター総務課長等を除く。）」を加え、同表第10号、第11号及び第12号中「鶴舞中央図書館副館長」を「教育センター総務課長等」に改める。

別表第1事業執行関係の表第1号公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「関すること。」の次に「（教育センター総務課長等を除く。）」を加える。

別表第1全般の表第1号公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長

を除く。)の欄中「関すること。」の次に「(教育センター総務課長等を除く。)」を加える。

別表第1備考第1号中「共通代決権限事項は、」の次に「教育センターにあつては総務課長、」を加え、同表備考中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2教育センター所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ鳴海店

名古屋市緑区鳴海町字伝治山 3番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴海町字伝治山 3番 1 外 1筆	名古屋市緑区鳴海町字伝治山 3番 1 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	

1	アイメディア ア(株)	代表取締役 米又 幹夫	広島市東区 若草町12番 1号	—	—	—	平成 29年 11月 20日
2	(株)イースト ボーイ	代表取締役 小林 孝是	東京都港区 赤坂七丁目 1番16号	—	—	—	平成 25年 10月 20日
3	(株)小川珈琲 クリエイツ	代表取締役 小川 秀明	京都市右京 区西京極北 庄境町19番 地	—	—	—	平成 29年 11月 30日
4	(株)サンリフ ホーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	平成 30年 11月 3日
5	(株)ワークス テーション	代表取締役 川村 盈	愛知県豊橋 市東小田原 町94番地	—	—	—	平成 30年 9月 17日
6	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	—	—	—	令和 元年 6月 23日
7	(株)ライトオ ン	代表取締役 横内 達治	茨城県つく ば市吾妻一 丁目11番 1	—	—	—	平成 30年 8月 19日
8	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番18号	—	—	—	平成 29年 5月 15日
9	(株)オリンピ ア	代表取締役 加藤 雅浩	名古屋市中 区平和一丁 目 6番 1号	—	—	—	令和 2年 2月 2日
10	(株)渡会商会	代表取締役 渡會 國昭	名古屋市中 区作の山町 144番地	—	—	—	平成 25年 11月 17日
11	(株)フォーテ イワン	代表取締役 河合 靖	名古屋市中 区丸の内二 丁目 7番26 号	—	—	—	平成 26年 10月 20日
12	杵田 姫子	—	名古屋市中 区金船町 2 丁目 1番地 の52	—	—	—	令和 元年 11月 20日

13	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日
14	(株)さが美	代表取締役 平松 達夫	横浜市港南 区下永谷六 丁目 2番11 号	変更なし	代表取締役 形部 幸裕	横浜市戸塚 区川上町87 番 4号	別途 記載
15	(株)中部メイ カン	代表取締役 小寺 仁太 郎	岐阜県大垣 市大井四丁 目25番地の 5	変更なし	代表取締役 小寺 仁康	変更なし	平成 29年 11月 1日
16	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	変更なし	平成 30年 5月 31日
17	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並 区成田東四 丁目39番 8 号	変更なし	変更なし	東京都杉並 区荻窪四丁 目30番16号	平成 29年 5月 26日
18	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成 26年 6月 24日
19	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	変更なし	代表取締役 染谷 幸雄	変更なし	平成 28年 6月 15日
20	(株)ブランド メゾン	代表取締役 安山 克義	名古屋市名 東区一社 3 丁目96番地	変更なし	変更なし	名古屋市名 東区一社三 丁目 121番 1号	平成 29年 12月 1日
21	—	—	—	(株)サン総合 メンテナン ス	代表取締役 松本 毅	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	平成 29年 12月 1日
22	—	—	—	(株)尾頭園	代表取締役 鈴木 茂博	名古屋市中 川区尾頭橋 二丁目 4番 15号	平成 30年 4月 13日
23	—	—	—	エステール ホールディ ングス(株)	代表取締役 丸山 雅史	名古屋市中 区錦二丁目 18番 5号	平成 29年 5月 1日
24	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	平成 30年 6月 1日

25	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 25年 11月 21日
26	—	—	—	コサキ(株)	代表取締役 都築 泰彦	愛知県安城 市城ヶ入町 雨池57番地	令和 元年 5月 30日
27	—	—	—	(株)ベルーナ	代表取締役 安野 清	埼玉県上尾 市宮本町 4 番 2号	平成 30年 11月 30日
28	—	—	—	(株)Y・s p a c e	代表取締役 渡辺 肇	名古屋市北 区城見通 3 丁目 5番地	平成 28年 7月 6日
29	—	—	—	(株)ライフ・ ビート	代表取締役 窪 英明	広島市西区 三篠町一丁 目 6番 3号	平成 30年 9月 1日
30	—	—	—	五大通商(株)	代表取締役 金山 尚一	名古屋市緑 区鳴海町上 ノ山18番 5 号	令和 元年 12月 3日
31	—	—	—	(株)シャルマ ン	代表取締役 手嶋 大	愛知県知立 市昭和二丁 目 3番10号	平成 22年 9月 21日
32	—	—	—	(株)コナカ	代表取締役 湖中 謙介	横浜市戸塚 区品濃町 517番 2号	平成 28年 12月 23日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 3年 5月20日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) No. 1からNo.13までの小売業者及びNo.15からNo.32までの小売業者については、2(3)で既述
- (4) No.14の小売業者の代表者については、平成30年10月21日
- (5) No.14の小売業者の住所については、令和元年 7月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) No. 1からNo.12までの小売業者については、退店のため
- (4) No.13の小売業者、No.15からNo.16までの小売業者及びNo.18からNo.19までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.14の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No.17の小売業者及びNo.20の小売業者については、住所変更のため
- (7) No.21からNo.32までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 5月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月30日から同年11月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒルズウォーク徳重

名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の44 ほか25筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の44 外	名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の44 ほか25筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	

1	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番地 9	—	—	—	平成 29年 5月 31日
2	(株)ティーガ イア	代表取締役 木村 政昭	東京都渋谷 区恵比寿四 丁目 1番18 号	—	—	—	平成 30年 4月 10日
3	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	—	—	—	平成 30年 8月 5日
4	(株)シャンブ ルドウシャ ーム	代表取締役 吉田 秀人	東京都渋谷 区元代々木 町23番 8号	—	—	—	令和 元年 11月 12日
5	(株)おく田	代表取締役 奥田 義隆	岐阜県岐阜 市神田町六 丁目18番地	—	—	—	令和 元年 8月 12日
6	トリンプ・ インターナ ショナル・ ジャパン(株)	代表取締役 土居 健人	東京都中央 区築地五丁 目 6番 4号	—	—	—	平成 27年 4月 9日
7	(株)ジャパン イマジネー ション	代表取締役 小嶋 裕之	東京都新宿 区信濃町 3 番地 1	—	—	—	令和 元年 11月 30日
8	ギャップジ ヤパン(株)	代表取締役 ロバートフ ランク	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目32番 10号	—	—	—	平成 28年 6月 30日
9	(株)オリエン タルモード	代表取締役 田中 和範	福井県鯖江 市西袋町 708番地	—	—	—	平成 27年 11月 10日
10	(株)東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩井 一丁目48番 1号	—	—	—	令和 元年 7月 31日
11	(株)ポイント	代表取締役 遠藤 洋一	茨城県水戸 市泉町三丁 目 1番27号	—	—	—	令和 元年 7月 31日
12	(株)クロスカ ンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	—	—	—	平成 31年 2月 10日

13	(株)ブルーメイト	代表取締役 落合 豊	岡山県井原市下出部町一丁目17番地の1	—	—	—	平成30年8月9日
14	(株)ルピシア	代表取締役 水口 雅喜	東京都渋谷区代官山8番13号	—	—	—	平成31年4月30日
15	(株)ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵本 優	広島市西区商工センター二丁目3番1号	—	—	—	令和元年7月5日
16	(株)アグレアブル	代表取締役 光廣 栄子	大阪市淀川区西宮原一丁目8番1-801号	—	—	—	令和2年9月6日
17	(株)サンクゼール	代表取締役 久世 良三	長野県上水内郡飯綱町大字芋川1260番地	—	—	—	平成31年4月7日
18	(株)モミアンドトイ・エンターテイメント	代表取締役 川上 統一	東京都豊島区巢鴨一丁目14番6号	—	—	—	令和元年11月30日
19	(株)CLUB ANTI QUE	代表取締役 田島 慎也	名古屋市中村区名駅四丁目26番25号	—	—	—	平成29年10月20日
20	(有)千和	代表取締役 河原 侑	名古屋市緑区鳴丘一丁目2209番地	—	—	—	平成28年3月31日
21	(株)ブロス	代表取締役 遠藤 秀男	静岡県富士市中央町二丁目12番12号	—	—	—	平成29年4月6日
22	(株)ハロー赤ちゃん	代表取締役 木戸口 勤	愛知県岡崎市柱一丁目1番地10	—	—	—	令和元年11月30日
23	(株)コージイコーポレーション	代表取締役 高林 更次	大阪市中央区南船場一丁目16番10号	—	—	—	令和元年6月30日
24	(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	代表取締役 白川 篤典	名古屋市名東区上社一丁目901番地	—	—	—	平成31年3月4日

25	(株)ジェイアイエヌ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	—	—	—	平成30年5月31日
26	A s - m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番18号	—	—	—	平成30年4月30日
27	(株)クリエイト	代表取締役 鈴木 寛隆	愛知県東海市名和町蓮池1番地の1	—	—	—	平成30年8月20日
28	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	—	—	—	平成31年4月5日
29	(有)フレンドシップパートナーズ	代表取締役 兼光 世治	大阪市淀川区西中島一丁目11番23-203	—	—	—	令和元年6月30日
30	ユナイテッドビーズ (株)	代表取締役 高上 徳浩	広島県福山市南手城町二丁目21番4号	—	—	—	令和元年7月31日
31	(有)シーン	代表取締役 木野 進	名古屋市中区大須三丁目37番29号	—	—	—	平成27年11月30日
32	(株)ウエイアウト	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎市東明大寺町15番地7	—	—	—	平成29年6月30日
33	(株)ローカルモーションジャパン	代表取締役 相原 道廣	東京都足立区保木間一丁目10番1号	—	—	—	平成29年11月30日
34	(株)チチカカ	代表取締役 木南 仁志	横浜市港北区新横浜二丁目2番地3	—	—	—	平成30年4月20日
35	(株)スターキユーブ	代表取締役 石井 稔晃	東京都港区芝公園二丁目4番1号	—	—	—	平成30年5月10日
36	丸高衣料 (株)	代表取締役 楡金 洋二	大阪府中央区玉造二丁目8番3号	—	—	—	平成31年4月30日

37	(有)ディックアップ	代表取締役 荒木 信悟	三重県四日市市新正四丁目6番8号	—	—	—	平成31年1月31日
38	(株)ニットブランナー	代表取締役 加藤 久正	東京都渋谷区恵比寿南一丁目19番5号	—	—	—	令和2年7月10日
39	(株)リオグループホールディングス	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中区平和一丁目15番27号	—	—	—	令和元年8月10日
40	イオンペット(株)	代表取締役 小川 明宏	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	—	—	—	平成30年8月31日
41	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年4月15日
42	(株)マツモトキヨシ	代表取締役 松本 清雄	千葉県松戸市新松戸東9番地1	変更なし	代表取締役 太田 貴雄	変更なし	平成29年2月1日
43	(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町四丁目1番16号	変更なし	代表取締役 浜田 宏幸	変更なし	平成30年2月21日
44	(株)サンリフオーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成30年5月29日
45	(株)オンワード檜山	代表取締役 水野 健太郎	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	変更なし	代表取締役 鈴木 恒則	変更なし	令和2年3月1日
46	(株)AOKI	代表取締役 清水 彰	横浜市都筑区葛が谷6番56号	変更なし	代表取締役 青木 彰宏	変更なし	令和2年7月26日
47	(株)日本オプティカル	代表取締役 田中 永俊	名古屋市中区則武新町二丁目22番7号	変更なし	代表取締役 前田 貴志	変更なし	平成31年4月1日
48	(株)オリンピア	代表取締役 加藤 雅浩	名古屋市中区平和一丁目6番1号	変更なし	代表取締役 加藤 通浩	変更なし	平成29年9月1日

49	(株)花吟	代表取締役 堀田 正治	名古屋市緑 区徳重一丁 目 307番地	変更なし	変更なし	名古屋市緑 区徳重一丁 目1001番地	平成 29年 2月 1日
50	(株)ホットラ ンド	代表取締役 佐瀬 守男	宮城県石巻 市大街道北 一丁目 1番 16号	変更なし	変更なし	東京都中央 区新富一丁 目 9番 6号	平成 31年 4月 20日
51	(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口 市佐山 717 番地 1	変更なし	変更なし	山口県山口 市 佐 山 10717番地 1	令和 2年 6月 1日
52	(株)キャン	代表取締役 小川 智士	東京都杉並 区高円寺北 二丁目 6番 1号	変更なし	代表取締役 阿部 和則	岡山市北区 幸町 2番 8 号	別途 記載
53	アルコイン ターナシヨ ナル(株)	代表取締役 降幡 伸二	大阪市西区 立売堀一丁 目 2番12号	変更なし	代表取締役 降幡 昌弘	大阪市中央 区南船場三 丁目 5番 8 号	別途 記載
54	(株)チュチュ アンナ	代表取締役 上田 利昭	大阪市阿倍 野区天王寺 町北二丁目 3番 1号	変更なし	代表取締役 上田 崇敦	大阪市中央 区森ノ宮中 央一丁目10 番 2号	令和 元年 6月 5日
55	(株)夢や	代表取締役 安東 恵美 子	香川県高松 市朝日新町 17番20号	変更なし	代表取締役 小向 誠一	東京都渋谷 区代々木三 丁目38番 9 号	別途 記載
56	東京シャツ (株)	代表取締役 鈴木 正利	東京都千代 田区東神田 二丁目 8番 12号	変更なし	代表取締役 左座 邦晴	東京都台東 区駒形一丁 目 3番16号	平成 30年 8月 1日
57	—	—	—	(株)大谷	代表取締役 大谷 昭子	新潟市江南 区亀田工業 団地一丁目 3番 5号	平成 28年 5月 1日
58	—	—	—	(株)グリーン ハウスフー ズ	代表取締役 田沼 千秋	東京都新宿 区西新宿三 丁目20番 2 号	平成 29年 4月 6日
59	—	—	—	(株)大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広 島市西条吉 行東一丁目 4番14号	平成 29年 8月 1日
60	—	—	—	エステール ホールディ ングス(株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	平成 27年 9月 6日

61	—	—	—	(株)キクチメ ガネ	代表取締役 森 信也	愛知県春日 井市高森台 四丁目11番 1号	平成 31年 4月 21日
62	—	—	—	(株)ハウスオ ブローゼ	代表取締役 池田 達彦	東京都港区 赤坂二丁目 21番 7号	平成 30年 4月 5日
63	—	—	—	(株)ライトオ ン	代表取締役 藤原 祐介	東京都渋谷 区神宮前六 丁目27番 8 号	平成 30年 8月 5日
64	—	—	—	(株)スタイル フォー	代表取締役 吉川 允	東京都新宿 区西新宿三 丁目 5番10 号	令和 2年 3月 5日
65	—	—	—	(株)オレンジ フードコー ト	代表取締役 越智 雅也	東京都江東 区大島四丁 目 6番 1号	令和 2年 8月 21日
66	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 6丁目 8番 1	令和 元年 11月 5日
67	—	—	—	(株)アダスト リア	代表取締役 福田 三千 男	東京都渋谷 区渋谷二丁 目21番 1号	令和 元年 9月 5日
68	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 31年 4月 10日
69	—	—	—	(株)ジンス	代表取締役 田中 仁	東京都千代 田区富士見 二丁目10番 2号	平成 29年 8月 5日
70	—	—	—	(株)エディオ ン	代表取締役 久保 允誉	大阪市北区 中之島二丁 目 3番33号	平成 29年 7月 11日
71	—	—	—	(株)ティーガ イア	代表取締役 澁谷 年史	名古屋市中 区錦一丁目 11番11号	平成 28年 11月 1日
72	—	—	—	(株)コメ兵	代表取締役 石原 卓児	名古屋市中 区大須三丁 目25番31号	平成 30年 4月 5日

73	—	—	—	(株)西松屋チ エン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番地の 1	平成 29年 4月 8日
74	—	—	—	(株)エンチヨ ー	代表取締役 遠藤 秀男	静岡県富士 市中央町二 丁目12番12 号	令和 元年 6月 1日
75	—	—	—	(株)アトコ	代表取締役 木脇 徹一 郎	名古屋市昭 和区白金三 丁目18番26 号	令和 元年 8月 1日
76	—	—	—	(株)F・O・ インターナ ショナル	代表取締役 小野 行由	神戸市中央 区磯上通七 丁目1番5 号	令和 2年 4月 10日
77	—	—	—	(株)レーシー フォレスト	代表取締役 藤井 真人	大阪市中央 区南船場三 丁目2番29 号	平成 31年 2月 1日
78	—	—	—	(株)ウエイア ウト	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎 市東明大寺 町15番7号	平成 29年 8月 6日
79	—	—	—	(株)ムーンズ ター	代表取締役 井田 祥一	東京都中央 区八丁堀二 丁目12番7 号	平成 31年 2月 25日
80	—	—	—	(株)アンビデ ックス	代表取締役 吉田 秀人	東京都渋谷 区元代々木 町23番8号	令和 元年 6月 8日
81	—	—	—	セイコーリ テールマー ケティング (株)	代表取締役 庄山 昌彦	東京都中央 区八丁堀三 丁目1番9 号	平成 31年 4月 25日
82	—	—	—	(株)丸善ジュ ンク堂書店	代表取締役 中川 清貴	東京都中央 区日本橋二 丁目3番10 号	平成 30年 7月 4日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、令和 3年 5月20日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) No. 1からNo.51までの小売業者、No.54の小売業者及びNo.56からNo.82までの

小売業者については、2(3)で既述

- (4) No.52の小売業者の代表者については、令和元年 5月 1日
- (5) No.52の小売業者の住所については、平成31年 3月 1日
- (6) No.53の小売業者の代表者については、平成30年 2月 1日
- (7) No.53の小売業者の住所については、平成30年 4月 5日
- (8) No.55の小売業者の代表者については、平成30年 6月 7日
- (9) No.55の小売業者の住所については、平成30年 9月 5日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) No. 1からNo.40までの小売業者については、退店のため
- (4) No.41からNo.48までの小売業者については、代表者変更のため
- (5) No.49からNo.51までの小売業者については、住所変更のため
- (6) No.52からNo.56までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (7) No.57からNo.82までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 5月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 6月30日から同年11月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 1日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課